

報告第十六号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十八年九月二十六日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築	江戸川区立第三松江小学校 改築工事	ナカノフドー・イチグミ・ 山内建設共同企業体 代表者 株式会社ナカノフド ー建設東京本店 執行役員本店長 飯塚 隆	27.7.7 (598 日間)	円 2,780,287,200	今回 28.5.16	円 2,797,480,800(17,193,600) (0.6%)	既存校舎以前の建物基礎及び松杭等の地中障害物の撤去処分を行ったこと並びに賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区工事請負契約約款第20条第7項(インフレスライド条項)に基づき変更したこと等による増
	工 事	江戸川区立篠崎第三小学校 改築工事	トヨタ・スイコウ建設共 同企業体 代表者 株式会社トヨタ工業 代表取締役 奈良輪 武	円 2,004,350,400	今回 28.5.16	円 2,007,471,600(3,121,200) (0.2%)	既存校舎以前の建物基礎及び松杭等の地中障害物の撤去処分を行ったことによる増